



# Takanabe

平成29年10月1日現在

## ◎高鍋町の企業立地優遇制度

対象業種		情報サービス施設		1. 工場 2. 試験研究施設 3. コールセンター 4. 流通関連施設 5. 観光施設	
要件	投下固定資産総額	1,000万円未満	1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円以上
	新設・増設の別	新設・増設			
	新規雇用者数	3名以上		5名以上	
優遇措置	①企業立地補助金 取得固定資産総額の30%を交付(限度額 5,000万円)	—	○	—	○
	②通信回線使用料補助金 専用通信回線等使用料の80%を3か年度に限り交付(限度額 500万円/年) ※県の制度を併用する場合は30%。	—	○	—	○ (コールセンターのみ)
	③雇用促進奨励金 町内に居住する新規雇用者で1年以上の継続雇用者1人につき30万円を交付 (限度額 1,000万円)	○	○	○	○
	④工場等賃借料補助金 年間賃借料の50%を3か年度に限り交付(限度額 500万円)	○	○	○	○
	⑤固定資産税免除 3年間免除	—	○	—	○